

仙台港ご利用者様各位

国際海上輸出コンテナの総重量の確定精度について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より仙台塩釜港 高砂コンテナターミナルをご利用頂き、誠にありがとうございます。

平成 28 年 7 月 1 日発効の SOLAS 条約の改正に基づき、日本においても平成 28 年 4 月 28 日に、国土交通省より関係省令・告示が公布されました。
これを受けて国土交通省は「国際海上輸出コンテナの総重量確定方法ガイドラン」（国海査第 37 号・国港経第 9 号）並びに「国際海上輸出コンテナの総重量確定方法マニュアル」を発表しております。

国土交通省 HP：http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

本改正では、日本から 7 月 1 日以降に船積みされる国際海上輸送コンテナの総重量の定方法が制度化されます。
この場合の日本とは、内航船でコンテナ国内輸送をされる場合、積替えされる他港を指しますので、ご留意下さい。
当制度運用に関わる留意点等について、下記とおのご案内させていただきますので、本規則遵守にご協力を賜ります様よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 「コンテナ確定総重量」情報の受け渡しについて

コンテナの重量情報の受け渡しには、当面、搬入票を使用する事とします。
新しい搬入票のフォームは、taco-net で配信しますが、高砂コンテナターミナルでも入手が可能ですので、ターミナルオペレーター会社にお問い合わせ下さい。

なお、本規則遵守の為、従来の搬入票フォームでの受付ができなくなりますので、ご協力の程をお願い申し上げます。

本法遵守と円滑なコンテナ搬出入の為、搬入票においては、

- ・搬入票の記載重量を、確定されたコンテナ総重量
- ・搬入票の署名欄に記載のある方を、総重量を確定した届出荷送人または登録確定事業者ないしその代行者と見做して取り扱わせて戴きます。

よって、搬入票の署名欄に記載を行った方は、当該コンテナ総重量が届出荷送人又は登録確定事業者によって確定された重量である事を確認の上、署名を行って下さい。

（一方で、届出荷送人番号・登録事業者番号の搬入票への記載は、当分の間見合わせます。）

なお、搬入票に必要事項等の記載ミス、記載漏れがあった場合には、コンテナの引き受けが出来ませんので御注意ください。

また、コンテナ重量申告の締め切りのタイミングは、コンテナの CY CUT 日とさせていただきます。
CY CUT 日に、貨物搬入を予定されている場合は、修正対応等に費やせる時間が少ない為、記入ミス等が無い様に十分に御配慮下さい。

2. 搬入票に記載された重量と実重量の誤差を発見した場合の処置

コンテナターミナル内に於いて、コンテナのハンドリング中に、搬入票記載重量と実重量に大きな乖離が発見された場合は、ガイドラインに則り、船社及びターミナルから、搬入票署名欄の御担当者に御連絡の上、再計量、若しくは、正確な重量の再申告を御願いさせていただきます。

CY CUT 日までに、正確な重量が申告されない場合は、改正 SOLAS 条約の内容に則り、船積みが出来ない場合も御座いますので御注意下さい。

尚、ターミナル内では、原則として、コンテナ重量の計測は致しませんので予め御承下さい。

3. 国土交通省ガイドラインの「重量確定 方法 2 足し合わせて算出」する際の空コンテナ重量について

空コンテナの重量値については、コンテナドア記載の「Tare Weight」を御活用下さい。

4. 開始時期について

本ルールが適用される貨物は、本年 7 月 1 日以降に日本から船積みされるコンテナが対象となります。
コンテナの CY 事前搬入等を行われる際には、対応開始時期が 6 月初旬になるケースも御座いますので、十分に御注意下さい。

当港対応と致しましては、届出荷送人・登録確定事業者の国土交通省への申請完了の如何を問わず、7 月 1 日以降に船積みとなる可能性のあるコンテナにつきましては、国土交通省のガイドラインに則り重量が確定されたものと見做し、取り扱いをさせていただきます。

7 月 1 日以降の本船に貨物積載を変更される可能性がある場合（本船をロールする場合）も、本規則への対応が必要となりますので御注意ください。

また、6 月下旬の入港船に船積み予定される場合は、本船のスケジュールを注意深く看視して戴くと共に、本船遅延に備え、重量確定を行って戴く必要が御座いますので、宜しく御願い致します。

新しいフォームへの切り替えを前以て行って頂くことには、なんら問題ありませんので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

以上